

## ○利用定員とは

- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における確認において定め、**給付費(委託費)の単価水準を決めるもの。**  
(子ども・子育て支援法第27条第1項)

## ○利用定員の設定等にかかる基本的な考え方

- 利用定員は認可定員に一致させることを基本としつつ、原則として認可定員を超えない範囲内で**利用状況を反映して設定する必要がある**(国通知第3の1(1)ア)
- **原則、利用定員を超えて入所させることはできない**(ただし、年度途中の需要の増大、災害、虐待等、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。)(条例第22条、48条、国通知第3の1(1)オ)

## ○利用定員の変更にかかる基本的な考え方

- 実際の利用者が**恒常的に認可定員を下回る**状況にある施設については、**実際の利用数及び今後の見込み等を勘案して当該施設の利用定員を定めること。**(国通知第3の1(1)カ)
- **市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき教育・保育の提供体制の確保を行うこととされていることから、施設・事業者は、利用定員の減少の届出に際しても、事前に市町村と相談することが適当であり、市町村は、日頃から利用定員の設定に関し施設・事業者との意思疎通を図る必要がある。**(国通知第3の1(1)カ)
- 実際の利用者が当該利用定員を**恒常的に上回っている**ときは、**当該利用定員を適切に見直し、法第32条による確認の変更を行う必要がある。**(国通知第3の1(1)オ)

※国通知:子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について  
(平成26年9月10日 府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号)

※条例:新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年条例第56号)

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における利用定員の設定・変更について

### ○利用定員の設定・変更にかかる見直しについて

- ・ 利用定員の設定・変更については、国通知等に基づき、一定の基準を設けたうえで施設・事業者と相談等を行っていたが、近年の児童数減少等を踏まえ、スケジュール及び基準の見直しを行うこととした。

### ①スケジュールの見直しについて

- ・ 例年6月頃に行っていた利用定員変更相談に加え、次年度の入園児童数見込みが概ね固まる12月～1月頃にも変更相談を行うこととした。

月	内容
6月	・次年度開設予定施設(小規模含む)、及び次年度こども園等移行希望の把握(事前協議) ・次年度利用定員変更希望の把握(事前相談) ※R5年度は8月
8月	・子ども・子育て会議(幼保部会) 開催 (認可、利用定員設定等にかかる意見聴取) ・次年度利用定員決定 (10月発行の入園の手引きにて公表 ※R6年度分はR5年度の利用定員を仮置き)
12月～1月	・ <u>利用調整(一次)等の結果を踏まえ、一部施設において再度定員変更の相談・決定</u>

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における利用定員の設定・変更について

### ②変更基準の見直し等について

- ・ 近年の児童数減少等を踏まえ、定員減にかかる基準を緩和することとした。
- ・ また、恒常的に定員を超過している施設における定員の適切な見直しについて、改めて明確化した。

### ○定員変更の主な事由及び変更にかかる考え方

主な事由	～令和5年度まで	令和6年度～
定員割れ (減員)	<p><b>【教育定員】</b></p> <p>・現年度の年間平均見込み児童数を下回らない範囲で変更可能。</p> <p><b>【保育定員】</b></p> <p>・定員どおり※の募集を行ったうえで現年度・前年度・前々年度の3年度間の平均在所数を下回らない範囲で変更可能。</p> <p>※利用定員区分の下限まで募集を行っていれば概ね定員どおりと判断する。</p>	<p><b>【教育・保育定員】</b></p> <p>・現年度の年間平均見込み児童数を下回らない範囲で変更可能。</p> <p>・ただし、子ども・子育て支援事業計画(アクションプラン)の達成に支障が生じるおそれがある場合は、基準を満たしていたとしても定員減を認めないことがある。</p> <p>※一部施設は、一次調整等の結果を踏まえ、定員変更を行う場合がある。</p>
定員超過 (増員)	<p>・恒常的に利用定員を超えて受入れを行っている(2か年度の年間平均在所率が100%以上)場合、利用定員増加の見直しを検討する必要がある。</p>	